

ごかのお知らせ

No.594

役場の代表電話は☎(84)1111です

お知らせ

土地・家屋等の縦覧

自分で所有する土地や家屋の評価額を確認することができます。また、周辺の他の土地や家屋についても縦覧することができます。

○縦覧期間

4月1日(火)～4月30日(水)

※土・日・祝日を除く

○縦覧場所

町民税務課(③窓口)

○縦覧できるもの

▼土地価格等縦覧帳簿

所在・価格・地目・地積
家屋価格等縦覧帳簿

所在・価格・家屋番号・種類・構造・床面積

○縦覧できる方

▼土地の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の土地を所有されている方

▼家屋の縦覧ができる方

五霞町の課税対象の家屋を所有されている方

※非課税および免税点未満の方は、縦覧できません

○手数料 無料

○縦覧に必要なもの

▼納税義務者本人

納税通知書、課税明細書またはマイナンバーカードなど本人が確認できるものをご持参ください。

▼納税義務者の代理人

納税者からの委任状と代理人本人が確認できるものを持参ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

国民健康保険税率が改正されます

令和5年度に、県の示す令和5年度標準保険料率をもとに令和6年度から令和8年度までの3年間の税率を改正しています。

税率の大幅な改正に伴う負担の軽減を図るため、2年間(令和6・7年度)の激変緩和措置をおこなっています。

○税率改正の目的

国保加入者の減少や、医療費の増加に対し、国民健康保険特別会計の歳入不足を補うため

め、令和6年度以降の税率を改正するものです。なお、法改正などにより、国では保険料水準の統一を推進する機運が高まっています。

※激変緩和措置とは?

保険料の上昇によって影響を受ける世帯被保険者の負担を直接的に軽減し、緩やかな上昇基調となるよう調整することです。

ら翌年3月まで)の国民健康保険税となります。

※被保険者数等により年税額に違いが出てきます。

なお、納期について原則普通徴収は8期、特別徴収は年金支払時に差し引きとなります。

●令和9年度以降に関しては、今後の方針に基づき変更する場合があります。

※詳細については町公式ホームページに掲載しています。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966(直通)

令和5年度	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	7.2%	2.2%	1.6%
均等割	29,000円	10,000円	10,000円



現 行

令和6年度	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	7.52%	3.08%	2.49%
均等割	41,800円	17,200円	17,900円



改 正 後

令和7年度	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	7.56%	3.19%	2.60%
均等割	43,400円	18,100円	18,900円



令和8年度	医療分	後期高齢者支援分	介護分
所得割	7.60%	3.30%	2.72%
均等割	45,100円	19,000円	19,900円

令和5年度標準保険料率(参考)